

一般質問原稿を紹介します。これ以外のことも話していますが、あくまで、05年3月14日の際の原稿です。当局の答弁は確認してからお知らせします。

## 05年3月議会 一般質問原稿 西澤伸明 05.3.14

西澤の質問事項は次の3点です。

- 、住宅新築資金について
- 、同和対策事業における宅地分譲事業について
- 、甲良町単独・自立について

はじめに、

- 、住宅新築資金について

莫大な「滞納」を累積してきた背景、事業の公正さ、今後の整理方針を問う。「滞納」の源を克服する対策の重視を求め、法的手続きが正当になされているかただすものです。

4日の予算研究会の際、住宅新築資金の滞納についての質議があったあと、休憩に入ったとたん、大野議員が大変参考になる事実関係の一端をお話しいただきまして、なぞの一部が解けたように思ったのです。それは、おおむね次のような趣旨の発言でした。保証人は役場や、資力の無い人でも役場が保証人やから押してやってくれ、と職員がそろて来た。わしら資力の無い者でも印鑑おした。そうでなかったら事業がすすまなんだ。 この発言は休憩中の不規則発

言ですから、記録に残らないと思います。が、会議室での堂々とした発言ですので、多くの理事者の方、議員のみなさんが聴いておられ、「そのようなことは、通用せん」と発言した議員もおられますし、たいていのみなさんは、納得できないというような表情でした。

そこでお尋ねしますが、そのようなことが現実起きていたのか、少なくとも、役場がそのような認識で保証人を認定していたのか。

再

大野議員は部落解放同盟から推薦を受けておられた議員でもありますので、役場つまり町当局と部落開放同盟との間でそのような了解が交わされていたのではないかと。大野議員のこの発言は、この疑問の合理的根拠となるものではないかと思いますが、いかがですか。

再々

自らの体験に基づいた、大変確証に満ちた発言でしたので、今日大問題になっているところの新築資金の滞納や保証人の解決を遅らせている根本問題ともつながっているように考えられます。つまり、返済能力などは考慮にいれず、とにかく保証人をつける、返済が滞れば、役場が面倒をみる、そうでなければ事業がすすまない、と、

当時、対策事業と深くかかわっていた解放同盟がこのような方針で臨んでいたことの表れと見られ、問題の核心部分を言い表しているのではないのでしょうか。

つぎに、滞納克服の基本方針についてお尋ねします。

区民のみなさんは、このような裏舞台や、不公平がまかり通っていることを十分に見抜いているものと思われます。返済能力を打ち砕く不況やリストラ、失業、消費税の導入を続けてきた自民党政治のうえに、本町はこの間、水道料金の値上げなど公共料金の引き上げ、国保税の引き上げを町民に押し付けてきました。結果、滞納をこれ以上累積しない、一つ一つ克服整理するという足場を、自ら崩してきたのが現実の姿ではありませんか。

町長、経済的立場の弱い町民に「これだけ弱者のみなさんのことを考えて施策をすすめてきました。ですから税金や新築資金はちゃんと払ってください。町に協力してください」と正面を向いて、語れますか、説得できますか。

再

以前審議の中で、1、2回しか返済していない債務者がいるというのを聞いたことがありますか、確認します。本当ですか。そうでな

ければ、返済回数が一番少ない方は何回、何人ですか。

再々

盗水問題でも指摘しましたが、いたるところで、行政としての公平・公正さに信頼を失っていますから、徴収すべき代金すら、回収できない、支払う義務のある町民まで協力しなくなっている。出口の無い悪循環を自ら作っているじゃないですか。一つご紹介しておきたいのは、公共下水道受益者負担金、地区間の格差も問題ですが、地区内はもっとうっせきしたのがあります。6万円というのも大金ですから「同和地区減免というなら、なぜあそこのような、もうけているところでも同じ十万円引きなのか」と。これは道理ある声ではないかと思えます。一般地区比べて10万円安くありがたいと思っておられるのですが、地区内であまりにも所得・暮らし向きに格差が大きすぎるものですからこのような不満がうっせきしています。そのような行政不信をのりこえて、返済の義務を守ってもらわねばならないのです。

そこで改めて質問しますが、税金類も含め、甲良町の台所がこのように、苦しい具体的実情を町民に公開して納付・納税・返済の指導を行っていますか。このような行政の信頼される方策が前提となっ

て厳正な法的手段も効力を発揮するものと確信します。資力のある方にはきちんと返済させる立場が固まるのではありませんか。

、同和対策事業における宅地分譲事業について

わたしの持っている一番新しい資料で、「人権対策の概要」平成 11 年 4 月 1 日現在によれば、分譲宅地造成事業の長寺地区では合計 136,500 m<sup>2</sup>、274 区画。呉竹地区では 81,337 平米、176 区画。そして住環境整備事業進捗状況の表では、環境改善事業 45 年から平成 10 年度実績として、長寺地区 29 億 8274 万 3 千円、進捗率 100% となっており、呉竹地区 15 億 7351 万 9 千円、同じく進捗率 100% となっています。水路・道路・宅造団地等の環境改善事業だけでも両地区合計で 45 億 5626 万 2 千円の事業費です。因みに、45 年から平成 10 年度実績での対策事業全体の合計では 164 億 1123 万 9 千円が投入されたことになっています。運動公園事業が約 20 億円、うるおいと安らぎのある水を活かした農村づくりの当初計画で約 14 億円。ですから、まさに事業費から見ても、町をあげての画期的一大事業だったのです。この観点からしても、監査委員の決算審査意見書で、平成 14 年度から指摘され、15 年度はさらに踏み込んで改善を求め

ている不始末を残しておくことは出来ないのではないのでしょうか。

今まで指摘されなかったこと自体が不思議でならないし、同和タブーの弊害がここに現れていると指摘せざるを得ないのです。

情報公開請求で 49 箇所の明細をいただきました。まだまだ不十分だと思いますが。お二人の監査委員の勇気あるご尽力と担当課の何とか解決しなければとの取り組みから、動き始めたのかとも思いますが、なぜこのような事態になったか、山本町政 20 年がこのような乱脈な部分に、なぜ、手をつけられなかったか明らかにする必要があり、もって解決に進ませなければなりません。

そこで、

#### 1、現状で庭石、住居、車庫などが建てられているところ

- \* 建築確認申請はどうだった。正当な手続きがされたのか疑問
- \* 不動産取得税が課税されたか
- \* 町の固定資産税はどうか
- \* 占有状態はいつから
- \* そもそも契約を交わしたのか
- \* なぜ、このような無法状態が長きにわたって放置されてきたか

再

建築申請には所在地の記入が必須となっている。

固定資産税の課税をやっと 16 年度からはじめたと言うが、何年放置したのか。少なくとも 5 年は

以前、退去通知も一度も出したことがないと答弁されたことがありますが、町有地が不法に使用されているにもかかわらず、「退去」の一言がいえぬ深いわけがあるのではないかと考えるのが当然の流れです。

町長は同和対策事業に深くかかわる解放同盟の支部長もされ、現在も顧問でおられる。裏の事情を良くご存知か、さもなくば目をつむる事情があると推測されていますが、どうなのですか。

私のほうから、分譲事業にある仕掛けがあるのではないかと思うところを質問します。その根拠は 2 つの事例ですが、区画の段階で分譲対象の土地と、その隣にもう一区画町有地が残し、そこには庭石が置かれ、車庫が設置されています。つまり代金を払う土地にプラスしておまけがついているような区画なのです。町有地の公園に沿った道路があり、明らかに、その境面から 2 メートルほど下がって個人の所有する土地があり、道路とその間の 2 メートルほどは町有地約 2 6 0 m<sup>2</sup>がつづいています。地代は少なくても済み、実際は町

有地も含めて活用できる。その「払下の予定」が何年も続いている。どう見てもおかしいではありませんか。

再々

## 2、「払い下げ予定」（占有状態地を除く）について

呉竹7、長寺5箇所

- \* 予定者が決まっている意味か
- \* これから払い下げの予定の意味か

## 3、事業における町有地は、台帳に基づいて管理しているのか

- \* 事業における町有地は情報公開で提出されたものが全てか

答・同対課長：全てとは言い切れない。整理をする中でさらに増える。

## 4、嘱託登記について

- \* 「町有地払い下げ契約の締結について」にもとづき「契約」を交わした内、本人名義に所有権移転が完了できていない件数は
- \* なぜ、放置か

\* 諸費用・地代は本当に役場金庫に入金されているのか

\* 移転登記するうえで、本人の不備があるか

再

以前も、12月議会答弁でも、町長は同和対策事業での国の事業の不十分さを指摘されていましたが、これら登記事務が進行しない、代金も受領していて、移転登記が出来ていないことと、国の不十分さは何の関係があるというのですか、対策事業をすすめた自治体は不可避免的に、不法な占有や未登記が発生するというのですか。

再々

## 5、具体的ケースについて

\* 今日にでも出来ることが、なぜできない

\* いつするのか

\* 地代・諸費用が本当に役場金庫に入金されたか。資料提出が  
必要では

\* 町民への背信行為、（詐欺にも当たる、不作為、公務員の遵守義務違反にも当たる疑いが濃厚）

再

\* Aさんの放置は手続きを進める意思がないと判断していいのか

\* 町長はこのような問題・現状をいつ報告受けたか

再々

土地計画法やほじょう整備事業ではなく、同和対策に基づく個々の事業だということは承知のうえではじめたものであったはず。にもかかわらず、対象になる土地全体に網をかぶせ、机上の面積・区画で確定する以前に、先行して契約を交わし、代金・登録税等を受け取った。ところが地権上重大な問題が発覚し、その計画全体の区画、登記が進まなくなった。こう考えられるのです。いかがですか。

、甲良町単独・自立について

解決すべき課題、「いま、甲良町で切実に求められている課題」はどのような認識か。生活支援、とりわけ子育て支援の充実策をただす。

法の終了した同和対策関連および「同和地域」「同和」を冠した事業の一切の終結を求めて質す。

### 近江八幡市解放同盟補助金返還訴訟大津地裁判決

「職員一丸となって」のために、職員の意欲・やる気を引き出す対策は、など質す。

職員がやる気がないのは不安と諦めによる。数年先には強制ないし吸収合併によりリストラがある、残留しても水準の一つ低い給与体系。どうせ合併、なるようにしかならないなら適当に、たとえがんばったとしても甲良流人事ならどうにもならない・・・こんな感じ。

それに現実的な問題として不平等な人事と過去の処分内容。甲良の人事なんて派閥に属していなかったら蚊帳の外。近隣と比較、同世代を比較してもあまりにも不自然な構造。即ち他町は職員から不満がでないような人事をしている。ある程度年齢が達したものはポストが重複しようが昇格させている。甲良は現在の課長職のものは早いものは30代から課長をし、現在にいたる。自分達だけよければいいというものばかり。50手前でまだ主査(係長)でいる奴は文句も言いたくなる現実。

「全体の奉仕者」の模範を幹部が崩しておいて、町民に喜んでもらえる仕事に打ち込めることが出来るでしょうか。説得力ある指導ができると思いますか。野瀬課長。

### そこでやる気を少しでも煽る方法は

まず平等かつ公平に取り扱うこと。地方公務員法には(平等取扱の原則)第13条 すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない、人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によつて、又は第16条第5号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所属関係によつて差別されてはならない。とある。

次に(分限及び懲戒の基準)第27条 すべて職員の分限及び懲戒について

は、公正でなければならない。(福祉及び利益の保護の根本基準)第41条 職員の福祉及び利益の保護は、適切であり、且つ、公正でなければならない。

現実的な処方箋は給料表で20号以上のものはたとえ渡りがあってももう追いつけないのだから、1級昇格を無条件させること。たとえポストがダブルでも仕方ない。

すべての決定過程を透明にし、公開すること。今回の提案の問題にしても精査とい

うフィルター全く必要なし。隠すから不満がでる。